

第 8 章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する
特別区の名称及びその地域の町名

第8章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

本事業の実施に伴い、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、廃棄物が環境に影響を及ぼすおそれがある地域は、図 8-1 に示す範囲です。

当該地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名は、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1 環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

区 名	町 名
千代田区	神田錦町一丁目の一部
	神田司町二丁目の一部
	内神田一丁目の一部
	内神田二丁目の一部
	内神田三丁目の一部
	鍛冶町一丁目の一部
	丸の内一丁目の一部
	大手町一丁目の一部
	大手町二丁目の一部
中央区	日本橋一丁目の一部
	日本橋二丁目の一部
	日本橋蛸殻町一丁目の一部
	日本橋兜町の一部
	日本橋茅場町一丁目の一部
	日本橋室町一丁目の一部
	日本橋室町二丁目の一部
	日本橋室町三丁目の一部
	日本橋小舟町の一部
	日本橋小網町の一部
	日本橋人形町一丁目の一部
	日本橋人形町二丁目の一部
	日本橋人形町三丁目の一部
	日本橋本石町一丁目の一部
	日本橋本石町二丁目の一部
	日本橋本石町三丁目の一部
	日本橋本石町四丁目の一部
	日本橋堀留町一丁目の一部
	日本橋本町一丁目の一部
	八重洲一丁目の一部

